アジア太平洋地域における
債券市場調査－分析と課題（概要）

2005年4月

IOSCOアジア太平洋地域委員会

はじめに（１）

- ２００４年２月に行われたIOSCOアジア太平洋地域委員会（APRC）ニュージーランド・ウェリントン会合において、アジア太平洋地域の債券市場に関する包括的な調査を行うことを決定。金融庁とタイ証券取引委員会が中心となって調査を実施。
- ２００４年１１月に行われたIOSCO・APRCシンガポール会合において、当該調査結果の中間報告を実施。
- 中間報告の際、最終報告に向けて、調査結果について更なる分析を行い、アジア太平洋地域の債券市場の発展に寄与する共通の課題を検討するよう指摘があった。
- ２００５年４月、スリランカ・コロンボで行われたIOSCO・APRC会合において、債券市場調査の最終報告と併せて、「アジア太平洋地域における債券市場調査－分析と課題」を作成、報告したところ。

はじめに（２）

- アジア太平洋地域における債券市場調査は、市場全体にわたる包括的な調査で、必ずしも深い分析が可能な回答が得られているわけではない。

- しかしながら、調査結果の中から、アジア太平洋地域の債券市場の発展のために、取り組むべき共通の課題として、本報告書では、次の２点を取り上げた。

  Ⅰ．国債市場の基盤整備

  Ⅱ．市場の透明性の確保

Ⅰ．国債市場の基盤整備（1）

- 国債市場の基盤整備は、債券市場全体の発展に不可欠。

- 基盤整備の具体的方策として、以下の３点が取り上げられた。

  ①　定期的かつ計画的な発行
  ②　効果的なプライマリー・ディーラー／マーケット・メーカー制度の導入
  ③　効果的なヘッジ手段及び流動性供給機能の整備

Ⅰ．国債市場の基盤整備（２）

①　定期的かつ計画的な発行

- 定期的かつ計画的な発行によるメリットとして、
  - 市場参加者にとって、効率的な投資計画／取引戦略の構築が可能
  - リスク・フリーのベンチマーク・イールドカーブの確立
  - 十分な国債の供給による市場の流動性の向上

  の３点が挙げられる。
- さらに、具体的な検討課題として、年間発行計画の事前公表や買入消却・リオープンの導入が挙げられる。

Ⅰ．国債市場の基盤整備（３）

②　効果的なプライマリー・ディーラー／マーケット・メーカー制度の導入

- プライマリー・ディーラー／マーケット・メーカー制度を導入することにより、市場の流動性向上に大きく寄与するものと考えられる。

- しかしながら、その導入にあたっては、特に国債入札への排他的参加資格といった、制度参加者の権利と義務を、明確かつバランスよく規定する必要がある。

Ⅰ．国債市場の基盤整備（４）

③　効果的なヘッジ手段及び流動性供給機能の整備

- ヘッジ手段及び流動性供給機能の整備は、投資リスクを管理する手段として必要不可欠。

- 具体的には、債券貸借取引市場の創設や先物取引所の設立、また、より広範な投資家層がこれらの市場に参加できるよう検討する必要がある。

Ⅱ．市場の透明性の確保（１）

- 取引情報または市場実勢情報を公表する機能の整備がもたらす効果には、以下の２点が挙げられる。

  ①　機関投資家及び個人投資家双方による債券投資の促進
  ②　市場監視機能の強化

Ⅱ．市場の透明性の確保（2）

①　機関投資家及び個人投資家双方による債券投資の促進

- 取引情報または市場実勢情報を公表する機能を整備することにより、
  - 一般投資家（特に個人投資家）による債券市場の相場水準のよりよい理解、及び
  - 機関投資家による保有債券の適切な評価

  の２点に寄与するものと考えられる。

Ⅱ．市場の透明性の確保（３）

②　市場監視機能の強化

- 主として店頭市場で取引される債券が、適正な価格で取引されているかどうか、当局がリアルタイムまたは事後的に監視できるような体制を構築することが必要。

- 取引情報または市場実勢情報を公表する機能は、市場監視機能にとって必要不可欠の手段。

Ⅱ．市場の透明性の確保（４）

- 市場の透明性確保の具体的手段（例）として
  - 取引情報の配信機能の創設
  - 市場実勢情報の配信機能の創設
  - 流動性の低い債券に対する「イールド・マトリックス」（格付と年限による代表的な利回りを記載した一覧表）の導入

  が挙げられる。

- 各国・地域の債券市場の現状と市場のニーズに応じた、適切な方策の導入を検討することが望まれる。